

法務・知的財産権委員会及び傘下専門委員会・TF の取り組み 平成 27 年度 通常国会における改正法案への対応

個人情報保護法の改正 個人データ保護専門委員会

【法改正の背景】

- 現行法の全面施行から 10 年余が経過し、当初の法律が想定していなかった解釈のグレーゾーンが拡大し消費者の不安が増大しました。2013 年には世論の批判を浴びて中止に追い込まれる事例が相次ぎ、事業者がパーソナルデータの利活用を躊躇する傾向が顕著となりました。
- 2013 年秋以降、内閣官房 IT 総合戦略室を事務局とするパーソナルデータ検討会で法制度改正が検討され、2014 年 6 月に「パーソナルデータ制度改正大綱」が公表されました。
- その後、2014 年夏に発覚した、大手通信教育会社からの個人情報大量漏洩事件を契機に、いわゆる「名簿屋規制」を強化すべきという世論が一気に形成され、2014 年 12 月に公表された「法律案の骨子案」に盛り込まれました。
- 異論が多かった「個人情報の定義の拡充」と「利用目的の制限の緩和」を変更の上、2015 年 3 月の閣議決定を経て国会に改正法案が提出されました。

【JEITA からの要望】

- 真摯に個人情報保護に取り組む善良な事業者にとっては現在以上の過重な負担とならず、消費者の信頼を得てパーソナルデータの利活用を推進でき、国際調和が取れた法制度を経団連等の関連諸団体とも連携して要望してきました。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見 (2014 年 7 月 24 日)
http://home.jeita.or.jp/press_file/20140725160532_8UdTXB3L1z.pdf

- 12 月の検討会で有識者や消費者団体から強い異論が出された「利用目的の取得後のオプトアウトによる変更」に

対しては JEITA としても懸念を表明しました。自民党 IT 戦略特命委員会と公明党内閣部会におけるヒアリングを経て、改正法案から削除されました。

パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子案に対する JEITA 意見書 (2015 年 2 月 18 日)
<http://home.jeita.or.jp/cgi-bin/topics/detail.cgi?n=1501&ca=25&ca2=>

【主な改正内容】

1. 個人情報の定義の明確化

- 特定の個人を識別することのできる「符号」も個人情報とされた。具体的には政令で定める。(例：顔認識データ、指紋データ、運転免許番号、パスポート番号)
- 要配慮個人情報(機微情報)の同意なき取得やオプトアウトによる第三者提供の禁止
(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害の事実等、政令で定める記述)

2. 適切な規律の下で個人情報の有用性を確保

- 本人同意なく第三者に提供できる「匿名加工情報」の類型を創設
(加工基準は委員会規則で定めるが、規則に違反しない範囲で業界毎の認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護方針の中で、詳細を定めることが可能)

3. 個人情報の保護強化(名簿屋対策)

- オプトアウトにより第三者提供する場合、「委員会」への届出・公表が義務付け
- 個人データの第三者提供時と、受領時の確認・記録保持が義務付け
- 個人情報データベース提供罪(直罰)の新設(懲役 1 年以下、又は罰金 50 万円以下)

4. 個人情報保護委員会の新設

●個人情報等の取扱いに関し監督を行う第三者機関を設立。現行の特定個人情報保護委員会を移行、立入検査権限も有する。但し、金融分野については金融庁と地方支分部局に委任することが法案に明記。それ以外の事業分野の事業所管大臣への権限委任は政令で定める（電気通信とヘルスケア分野がどうなるか、注目が必要）

5. 個人情報の取扱いのグローバル化

●日本に物品やサービスを提供する海外事業者にも適用、外国執行当局への情報提供

●外国事業者への個人情報提供制限（委員会が認める場合を除き、本人同意が必要）

6. その他

●利用目的の変更を可能とする規程整備（現行法 15 条 2 項「相当な」の文言を削除）

●取扱う個人情報が 5,000 人以下の小規模事業者に対する適用除外を廃止

●開示訂正等が「請求権」であることを明記し、司法救済の対象となることを明確化

【企業が今後対応すべき項目】

●改正法に沿った対応（政令・委員会規則が出そろい、法が全面施行された後）

－「要配慮個人情報」取得時の同意（例：ヘルスケア事業における病歴等）

－「個人データ」の第三者提供／受領時の記録義務への対応

－「匿名加工情報」の加工方法

－海外事業者への移転制限の対応。保護水準が日本と同等でない国の事業者に提供する場合（委託、共同利用を含む）、委員会が認める体制整備または本人同意が必要

【政府の今後の予定・JEITA の活動予定】

●今通常国会で法案成立後、政令の検討が開始。

2016 年 1 月に「委員会」が発足。委員会規則の検討が開始。

●政令制定時のパブリックコメントへの対応（2015 年）

●委員会規則の制定に向けた、関係機関との情報交換・意見具申を継続（2016 年）

●2015 年 10 月から本格的に開始されるマイナンバー制度に関しても情報収集を継続。

●機会があれば、将来のマイナンバー利活用拡大について提言。

特許法の改正（職務発明制度） 特許専門委員会

【法改正の背景】

●JEITA を含め、産業界は長年職務発明制度の改正に向けた活動を行ってきました。

●「産業競争力強化を加速するイノベーションを促進するため、企業発明については、対価の支払いが法的に強制されることなく、職務発明に係る特許を受ける権利が原始的に使用者（企業）に帰属する職務発明制度にするべきである。」というのが産業界の要望でした。

●安倍政権はこのような産業界の声を受け、2013 年 6 月「現在発明者帰属となっている職務発明制度について抜本的な見直しを図り、例えば、法人帰属又は使用者と従業員との契約に委ねるなど、産業競争力強化に資する措置を講ずることとする。」旨閣議決定されました^{#1}。また、知的財産戦略本部も「知的財産政策ビジョン」^{#2}や「知的財産推進計画 2013」^{#3}において職務発明の改正を取り上げたこと等から、停滞していた職務発明制度の改正

が一気に加速されました。

[政府の決定事項]
#1: 閣議決定「知的財産政策に関する基本方針」(2013/6/7)
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pdf/kihonhousin_130607.pdf

#2: 「知的財産政策ビジョン」決定: 知的財産戦略本部(2013/6/7)
「職務発明」の関連記載: 本文中 p.16,17、PDF 中 p.20,21
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/vision2013.pdf>

#3: 「知的財産推進計画 2013」決定: 知的財産戦略本部(2013/6/25)
推進計画では「職務発明制度」が取り上げられ、2013 年度において委員会を設置し、調査研究を行うとされた。そして、翌 2014 年には、その結果を下に、審議会において、職務発明制度の改正について、同年半ばまでに論点を整理し、同年度中には結論を得るとした。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2013.pdf>

【JEITA からの要望】

JEITA としてもこのような政府の方針を好機と捉え、他の産業界(経団連、知財協、自工会、製薬協)とともに法改正に向けた活動を更に活発化し、職務発明制度調査研究委員会や産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会をはじめとする様々な機会を通じて産業界の要望を叶えるべく精力的な活動を行いました。

1. 職務発明制度調査研究委員会 #4

●特許庁は上記知的財産推進計画に則り、平成 25 年 7 月 4 日から平成 26 年 1 月 30 日まで 14 回に渡り職務発明制度調査研究委員会を開催しました。

●JEITA ではこの調査研究会に三菱電機 鈴木康裕委員(平成 24 年度特許専門委員会委員長)を送り、JEITA の意向を職務発明制度の改正に反映すべく活動しました。

●なお、本調査研究会には法務・知的財産委員会の富士通 亀井正博委員長も委員として参加され、さらに、富士通 横山淳一委員(平成 26 年度特許専門委員会副委員長)、キャノン 古川靖之委員もオブザーバとして参加しました。

●調査研究会では、産業界(経団連、知財協、自工会、製薬協、JEITA)が一丸となり、産業界の一致した認識として現行職務発明制度の問題点を指摘し、法改正の必要性を訴えました。一方、有識者の多くは産業界の訴えに理解を示すものの、法人帰属への改正や対価請求権をなくすことに反対する意見も少なからずありました。

●産業界が現行職務発明制度の問題点としてあげたのは、大きく分けて以下の 3 点となります。

- ①研究開発のチームワークの崩壊等のイノベーション促進への悪影響
- ②事業コストへの悪影響
- ③有限のインセンティブ施策の原資を最適かつ有効に配分することが困難である等のインセンティブ施策への悪影響

#4: 活動の詳細は、平成 25 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「企業等における特許法第 35 条の制度運用に係る課題及びその解決方法に関する調査研究報告書」を参照。
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/syokumu_hatsumeit.htm

2. 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会 #5

●上記職務発明制度調査研究委員会を踏まえ、その後特許制度小委員会で 1 年以上に渡り職務発明制度の見直しが議論されています。3 月 13 日に閣議決定された「特許法等の一部を改正する法律案」もこの小委員会の意見に基づいて作成されており、JEITAからは鈴木特許専門委員会委員を引き続き派遣。他の産業界との連携のもと、法務・知的財産委員会の上記亀井委員長、横山特許専門委員会副委員長等とともに活動を推進してきました。

●この小委員会では、上記調査研究会において指摘した現行法の問題点に加え、新たに 2 つの問題を指摘しました。

①使用者等以外の第三者に権利が二重に承継され、当該第三者が先に出願をした場合には使用者等が権利を取得できないという二重譲渡問題（特許法第34条第1項参照）

②他社との共同研究の場合において、自社の発明者から自社へ権利を承継するときでも他社の発明者が同意しなければ権利承継ができないという使用者等への権利帰属の不安定性の問題（特許法第33条第3項参照）。

●これらの問題点を解決するものとして平成26年12月25日に「我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しに向けて（案）」がまとめられ、パブコメに付された後、本年1月、案そのままの形で正式な報告書とされました。

#5：議事要旨、配布資料、議事録は以下に掲載されている。
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/tokkyo_seido_menu.htm

【主な改正内容】

閣議決定された職務発明制度の改正概要 #6 は以下の通りです。

1. 権利帰属の不安定性を解消するために、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとする。

2. 従業者等は、特許を受ける権利等を取得等させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとする。

3. 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための手続に関する指針を定めるものとする。

#6：改正法概要、発表資料等は以下に掲載されている。
<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150313001/20150313001.html>

この法律案は、従業者帰属を希望する法人（大学・研究機関等）や中小企業、法改正のための立法事実がないと主張する連合等に政府が配慮した結果 #7、

①法人帰属と従業者帰属が併存する。

②法人帰属であっても従業者帰属であっても、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利が従業者等に発生する。（ただし、法人帰属の場合は現行法における「対価」の概念とは異なる。）

等、現行法より複雑な構成となってしまうのは残念な結果と言わざるを得ません。

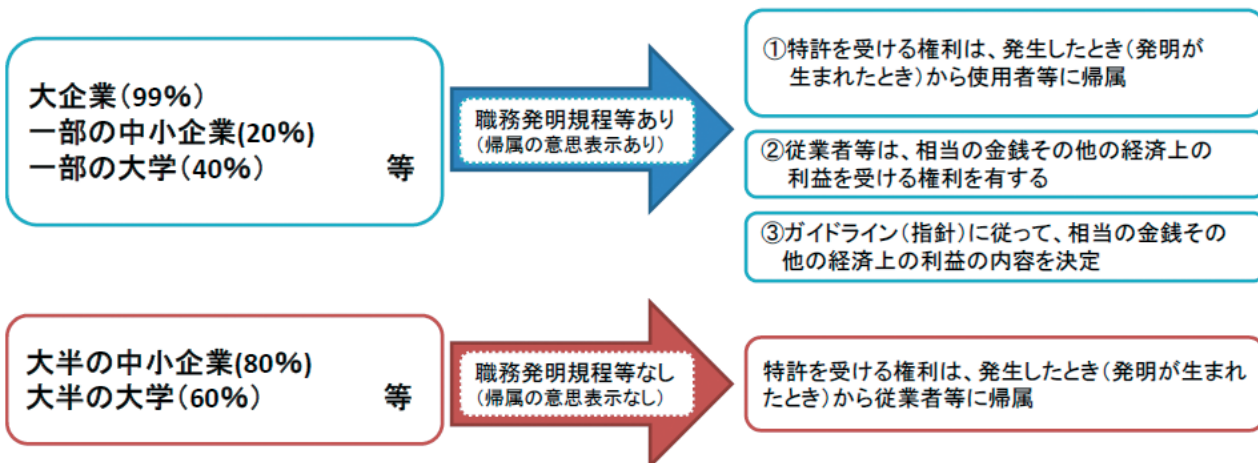
しかしながら一方で、法人帰属実現への道を開き、職務発明に関する企業の報奨制度設計の自由度を増してイノベーションを促進することができるようになった点は評価に値すると思います。

#7：連合の意見書については第6回特許制度小委員会、中小企業（法人、日本商工会議所）の意見書等については第9回特許制度小委員会 配付資料等を参照
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/newtokkyo_shiryou006/06.pdf
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/newtokkyo_shiryou9.htm

職務発明制度の見直し案について

【条文要綱案】

- ① 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとする。
- ② 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとする。
- ③ 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等について指針を定めるものとする。



1

経済産業省「法律案概要(参考資料)」より抜粋

<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150313001/20150313001-8.pdf>

【政府の今後の予定・JEITAの活動予定】

- 今後この法案は第189回通常国会に提出され、可決されれば法人帰属が実現されます。
- 一方、特許庁は上記閣議決定された職務発明制度の改正概要③にある「相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための手続に関する指針」を作成していく必要があります。

●このためJEITAとしてもこの指針作成に様々な形で関与し、産業界の要望実現に向けた活動を推進していかなければなりません。横山委員長(予定)をはじめとする特許専門委員会のメンバーを中心に、他の産業界との連携も継続しながらこの指針作成を推進していきたいと考えています。

不正競争防止法の改正（営業秘密） 営業秘密タスクフォース

【法改正の背景】

●近年、日本企業においては「オープン・クローズ戦略の重要性の認識」、「新興国をはじめとする多くの国での事業展開」、「大型で深刻な技術情報の流失事案の顕著化」等が相まって、営業秘密保護の重要性の認識が一段と高まっています。^{#1}

●一方、営業秘密の漏えいは一企業の問題にとどまらず、日本国の産業競争力に大きな影響を与えるリスクがあるとの観点から、政府の知的財産戦略本部が平成 25 年度に「営業秘密の流出実態および管理の課題」、「営業秘密の保護強化に向けた取組の基本的な考え方」、「国、企業、官民連携の取組に向けた論点」について議論を行い、平成 26 年 4 月に報告書がまとめられました。^{#1}

●また、経団連からは平成 26 年 2 月に「海外競合企業による技術情報等の不正取得・使用を抑制するための対策強化を求める」との意見書が提出されました。

●これらを受けて産業構造審議会 知的財産分科会に営業秘密の保護・活用に関する小委員会が設けられ、平成 26 年 9 月の第 1 回会合から 4 回に亘り議論を行い、平成 27 年 1 月に不正競争防止法によって差止め等の法的保護を受けるために必要となる最低限の水準を示した「営業秘密管理指針」が改訂されました。また、同年 2 月に「中間とりまとめ」が公表され、これに基づき、同年 3 月 不正競争防止法の改正案が通常国会に提出されました。

●今後、漏えい防止ないし漏えい時に推奨される包括的対策を示した「営業秘密保護マニュアル」（仮称）が上記小委員会で検討され発行される予定です。

1：営業秘密タスクフォース報告書（知的財産戦略本部 評価・検証・企画委員会 営業秘密タスクフォース）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/dai8/siryou1.pdf

【JEITA からの要望】

● JEITA では、平成 26 年 7 月に法務・知的財産権委員会に営業秘密タスクフォースを設け、攻め・守りの双方の立場からバランスの取れた法改正を求め、上記小委員会の事務局である経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室と頻繁に情報交換を行い、法改正に際して個々企業が考える懸案事項や、対象とする営業秘密の範囲等について意見を提出しました。

●また経済産業省より意見募集のあった以下案件についても意見提出を行っています。

「営業秘密管理指針改訂案」に対する意見書
http://home.jeita.or.jp/press_file/20150120101621_U6epsyMKgu.pdf
営業秘密の保護・活用に関する小委員会「中間とりまとめ」に対する意見書
http://home.jeita.or.jp/press_file/20150212154554_eNBAVYs0Rk.pdf

●今後発行される「営業秘密保護マニュアル」についても、知的財産政策室と連絡を密にして公表前から情報収集、意見提出を行っています。

【改正案の主な内容】^{#2}

企業情報を不正に窃取、転売、使用する行為に対して、以下の措置が改正案に盛り込まれ、抑止力の向上、処罰範囲の整備を図ろうとしています。

1. 抑止力向上

(1) 法定刑の引上げ等

- 罰金刑を引き上げ
- 法益侵害の程度が高いものに限り海外重課とする
- 犯罪収益を没収する

(2) 非親告罪化

- 営業秘密侵害罪を非親告罪とする

(3) 被害者の立証負担の軽減

- 立証が困難である「加害者（被告）の企業情報の不正

使用」について、一定の要件の下、被害者（原告）の立証負担を軽減する（被告が当該情報の不使用を立証）

(4) 企業情報使用物品の譲渡・輸出入等の行為を処罰対象

●企業情報を侵害して生産された物品を譲渡・輸出入等する行為を、損害賠償や差止請求の対象とするとともに、刑事罰の対象とする

2. 処罰範囲の整備

(1) 企業情報窃取等の未遂行為を処罰対象

●「サイバー攻撃」等による企業情報窃取や転売等の未遂行為を刑事罰の対象とする

(2) 転々流通した企業情報の転得者を処罰対象

●転々流通する企業情報について、不正に取得されたことを知って取得した者による使用、転売等を刑事罰の対象とする

(3) クラウドなどの海外保管情報の窃取を処罰対象

●日本企業が国内で管理し、海外で保管する情報の「取得・領得」行為も刑事罰の対象とする

2: 「不正競争防止法の一部を改正する法律案【不競法】」の概要（経済産業省）
<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150313002/20150313002-2.pdf>

【企業が今後対応すべき項目】#3

1. 企業情報防衛のための予防策の確立

事業、総務、法務、人事、情報セキュリティ、知財等の各部門にわたる全社的な企業情報防衛のための予防策の確立が急務であり、「営業秘密管理指針」に記載された「不正競争防止法による差止め等の法的保護を受けるために必要となる最低水準の措置」は実施不可欠です。情報セキュリティ対策の強化やスキルのある従業員を能力主義・成果主義に基づき適正に評価する人事制度の構築も重要です。

2. 情報収集

漏えい防止ないし漏えい時に推奨される包括的対策を示した「営業秘密保護マニュアル」の把握、各種団体が開催する普及啓発のためのセミナーへの参加、工業所

有権情報・研修館に設定された営業秘密管理や知財戦略に関する相談ができる「営業秘密・知財戦略相談窓口」の利用、情報セキュリティ対策に関する相談ができる「情報処理推進機構」の利用等による情報収集によって、技術流失の現状、予防策の重要性を理解し、万一の有事の際に被害の拡散防止等の応急処置を迅速に行えるよう準備する必要もあります。

【政府の今後の予定・JEITAの活動予定】

1. 不正競争防止法の改正案

現在のところ5月頃に国会審議になる見込。施行日は公布日から起算して6月を超えない範囲内の政令で定める日。

2. 営業秘密保護マニュアル

漏えい防止ないし漏えい時に推奨される包括的対策を示した「営業秘密保護マニュアル」が上記営業秘密の保護・活用に関する小委員会のワーキンググループで検討され発行される予定。JEITAとしてはマニュアルの作成段階から知的財産政策室と連絡を密にして情報収集、意見提出を行っていく予定。

3. 実務者による官民フォーラム

企業情報の漏えいに関する最新の手口やその対応策に関する官民の情報交換を緊密に行う場として「営業秘密官民フォーラム」が創設される。現在どのような体制で運営するか調整中。今夏までには何らかの形で第1回会合が開催される予定。JEITAにも参加要請がある模様。

3: 「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」行動宣言（技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議）
<http://www.meti.go.jp/press/2014/01/20150128003/20150128003.html>